

障害者優先調達推進法に基づく優先調達についての龍ヶ崎市の平成 25 年度実績について

【障害者優先調達推進法とは】

平成 25 年 4 月 1 日より、「国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（略称「障害者優先調達推進法」）」が施行されました。

この法律は、国や地方公共団体、独立行政法人などが、障害者就労施設などから物品や役務の調達を優先的に行うために必要な事項を定め、障害者就労施設などが提供する物品や役務に対する需要を高めるとともに、働く障がい者の方々の自立の促進に資することを目的としています。

【龍ヶ崎市の調達方針】

この法律では、市町村においても独自の調達方針を定めることが義務付けられているため、龍ヶ崎市でも平成 25 年度からその方針を定めているところです。

この方針の中では、毎年の調達目標額を定め、その実績を年度終了後に公表することとしているため、ここで龍ヶ崎市の平成 25 年度調達実績を公表します。

【平成 25 年度の調達実績】

- 調達目標額：312,000 円以上
- 調達実績額：449,746 円
- 調達実績の内訳

物 品 ・ 役 務 等	金 額 (円)
選挙啓発物品（缶バッジ）製作、梱包	124740
一年草のポット購入	62000
予防接種、健診通知等の封入	35,722
市主催講演会の看板作成・資料製本	46,120
花のプランター購入	42,000
スポーツ関連物品（缶バッジ、スタッフジャンパー等）購入	123,000
図書装備用品等の購入	16,164
合 計	449746

【平成 26 年度の調達目標】

平成 26 年度の調達目標は、これまでの実績や平成 26 年度の市の事業予定などを踏まえ、昨年度と同額の「312,000 円以上」とすることとしました。

目標値は昨年と同額としますが、それを上回る実績を残すよう努めてまいります。

これからも、働く障がい者の方々の自立支援のために優先調達に努めてまいります。